資料１

出典　「人身売買被害者支援の連携の構築―地域、国境を越えた支援に向けて」
2007年、JNATIP

１－１　人身売買被害者の国籍と在留資格

（１）警察庁発表の被害者数と被害者の国籍

表１　人身取引事犯の検挙状況等

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数	64	44	51	79	81	72
検挙人員	40	28	41	58	83	78
ブローカー	9	7	8	23	26	24
被害者総数	65	55	83	77	117	58
フィリピン	12	2		13	40	30
インドネシア	4		3		44	14
中国（台湾）	7	3	12	5	4	10
タイ	39	40	21	48	21	3
韓国				3	1	1
ルーマニア					4	
オーストラリア					1	
エストニア					1	
コロンビア	3	6	43	5	1	
ロシア			2			
ラオス			1			
中国		4	2			
カンボジア			2			

出所）警察庁

（２）法務省（入管）発表の被害者数と在留資格

表２　法務省入管局が保護又は帰国支援した人身取引の被害者数（2005年と2006年）

国籍	処理状況				合計（人）	
	正規在留（人）		在留特別許可（人）			
	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年
フィリピン	25	19	22	10	47	29
インドネシア	37	0	4	14	41	14
タイ	0	1	17	2	17	3
韓国	0	0	0	1	0	1
コロンビア	0	0	4	0	4	0
ルーマニア	4	0	0	0	4	0
中国	2	0	0	0	2	0
総数	68（注１）	20（注２）	47	27（注３）	115（注４）	47（注５）

注１）2005年の正規在留者68人の在留資格者は「興行」である。
注２）2006年の正規在留者20人の在留資格は、「興行」18人、「短期滞在」２人だった。
注３）2006年の在留特別許可27人の入国時の在留資格は、不法入国20人、「短期滞在」６人、「日本人の配偶者等」１人だった。
注４）2005年の被害者総数115人は全員女性で平均年齢24.0歳、18歳未満の者は６人だった。
注５）2006年の被害者数47人は全員女性で平均年齢22.2歳、18歳未満の者は９人だった。
出所：法務省入国管理局広報資料「平成18年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数」（2007年２月）
http://www.moj.go.jpPRESS/060214-1.html（2007.5.14）
および「平成17年における人身取引の被害者」（2006年２月）
http://www.moj.go.jp/PRESS/060205-1.pdf（2007.5.13）より作成

１－２　福祉分野における人身売買被害者保護と支援

（１）「人身取引対策行動計画」（2004）以降の被害者保護と支援の仕組みの変化

「人身取引対策行動計画」（2004年12月）における被害者保護・支援

人身売買被害者保護は、「人身取引事案発生時に、被害者の救出・保護に迅速かつ的確に対応するため、警察、入国管理局、婦人相談所、在京大使館、関係NGO等の関係機関において強調・連絡体制を確保する」（「５．人身取引対策推進に際しての留意事項」の「(1) 内外の関係機関等との連携」の「国内の関係機関との連携確保」項を根拠とする）に、「４．人身取引被害者の保護」の７つの施策が進められる。

(1) 被害者の認知　(2) シェルターの提供　(3) カウンセリング･相談活動等の実施
(4) 交番等に駆け込んだ被害者の取扱い　(5) 被害者の在留資格の取扱い
(6) 被害者の安全の確保　(7) 被害者の帰国支援

図１．「人身取引対策行動計画」以降の人身売買被害者保護のプロセス

被害者発覚	→ 被害者認知	→ 被害者保護／事情聴取／（在留資格の変更）	→ 帰国支援
警察、入管		婦人相談所に滞在	渡航手続き
交番等逃げ込む		警察による事情聴取	現地の安全
NGO等他機関から		入管による事情聴取､在留資格変更	家族への連絡
		当該大使館による書類発給	現地NGO等への連絡
		IOMによる事情聴取、帰国支援	

（出所：齋藤百合子作成）

〈問題点〉

① 在留資格がある人身売買被害者にとっての、人身売買被害者としての特別支援はない（しかし、ほかの制度は医療などの福祉場面で活用できる）

② 被害者の認定は、警察と入管のみが行っている。福祉の現場で、人身売買被害者と疑われる事例があって、人身売買被害者とみなした支援は限定的にしか行うことができない（とくに公的機関）。

③ 人身売買被害者に認定されない人に対する公的な支援はない。そのうえ、在留資格がなければ強制送還＝犯罪者化されるのみ。国内の福祉制度の活用は非常に限定的。

④ 人身売買被害者であっても支援のプロセスにおいて警察など当局への捜査協力によりメリットはない。

（２）人身売買被害者保護における民間シェルターと公的シェルターの役割の変化

図２．人身売買被害者発覚から公式シェルターに至る経緯

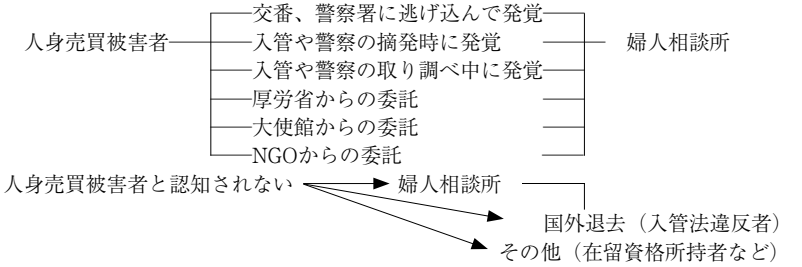

（出所：齋藤百合子作成）

表２－５　支援の内容

	民間支援団体	婦人相談所
通訳者の配置	主に多言語スタッフが対応	必要があれば通訳者を確保。必要がないと判断すれば配置しない。
生活支援	食事や生活規則に融通をもたせる	融通しにくい
医療支援	無料低額診療事業医療機関にて対応	地方格差が大きい（無料低額診療事業医療機関の有無）
法的支援	必要であれば在留資格変更	必要であれば在留資格変更
	当事者が望めば賃金未払い等支援を実施	行わないことが多い。
	人身売買被害者が被告となった刑事事件被告の支援の経験がある	強姦被害支援(民間団体と一緒に)実施経験がある
帰国支援	必要があれば独自のルートで帰国先関係機関に連絡	IOMに依頼

出所）JNATIP（2007）「人身売買被害者支援の連携の構築―地域、国境を越えた支援に向けて」より

（３）　通訳

表２－７　婦人相談所における通訳者の配置

通訳配置の有無	通訳者の依頼先	言語	必要理由	費用
外部からの通訳者を配置した婦人相談所６機関（複数回答）	民間団体	タイ語、インドネシア語	生活上の問題、帰国について	11000円
	個人の専門通訳者とボランティア通訳者	タイ語、インドネシア語	理由の聞き取り	１回に7000-8000円
	個人の専門通訳者	インドネシア語	書面手続き	１回に7000-8000円
	国際交流協会	インドネシア語	帰国に向けた手続き支援	5000円×２回
	民間団体に依頼	中国語、タイ語	日本語を理解しないため	3000円、４時間以内5000円
	国際交流協会	タガログ語	日本語を理解しないため	センター支払い（金額不明）
	国際センター	インドネシア語	帰国やセンターの説明のため	28000円（2H/日×４日）交通費11762円
	国際交流協会	タイ語	生活上の問題、帰国について	0
	民間団体	インドネシア語	重要な事情把握のみ	0
	国際交流協会			0
	入管の通訳に依頼	英語		0（支払いは入管）
	警察の通訳に依頼	インドネシア語	日常生活の規則などの説明	15000円(時給7500円)
	警察の通訳に依頼	インドネシア語	日本語がわからないため	0（警察の通訳）
	職員が対応した	スペイン語		0
	職員が対応した	英語		0
	DV被害入所の同国人			0
配置しない７機関			全員日本語ができた	
			英語で意思疎通可能	
			入管の通訳者が通訳業務もになった	

出所：JNATIP（2007）「人身売買被害者支援の連携の構築―地域、国境を越えた支援に向けて」調査より

○必要とされる言語と依頼先

主にタイ語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語などの言語の通訳者が必要。通訳者の確保は都道府県内の国際交流センターやNGOなどの民間機関という回答が複数。しかし、同時に警察や入管の通訳者が婦人相談所での通訳者として業務を依頼されていたこともあった。

○通訳者の需要の認識について

必要な理由「シェルター内の生活のルールを説明」、「帰国に関する手続き」、「シェルター滞在時の満足度調査を実施するため」

必要としない理由「人身売買被害者と同時期に婦人相談所に入所していた日本語を理解する同国人女性に必要事項の通訳を依頼した」、「被害者が理解する言語（英語、スペイン語）でコミュニケーションがとれる言語能力をもつ職員がいたため対応できた」、「全員が日本を理解する人たちだったので、日常生活を送る上では（通訳者がいなくても）支障がなかった」

○通訳する言語および通訳者を依頼する機関、通訳者への報酬

さらに通訳者を依頼する機関、言語、通訳者が必要とする理由、報酬など婦人相談所における通訳者に対しまちまちの対応。無償から時給7500円までまちまちで基準となる通訳料金が存在していない。実際に活用していなかったが、「必要であれば、民間の通訳会社を通して時給8400円で５カ国語対応可能である」との制度を持っていた機関もあった。

○地域格差

通訳者確保は地域格差が大きい。通訳者を確保するのが難しいことが事前に認識されていたと推測される某婦人相談所では「警察から外国人女性の保護を依頼されたが、当人が日本語を理解しない（通訳者が必要）とのことだったため引き受けを断った」。その他の婦人相談所でも「被害者が多少日本語を話せたのでよかったが、日本語ができなければ受け入れは難しいだろう」と、婦人相談所での入所の条件に被害者自身の日本語能力が考慮されているという事実があった。

○通訳者の資質

そのほか、通訳者の資質や通訳支援体制について、「留学生に通訳者としての依頼を検討したが、通訳内容が性に関することや性感染症のことなどセンシティブな

ため、学生には難しいと思う」、「今後のことを考えると、利用者に何か起こったときに即時に対応できる通訳者を依頼し、配置する体制が必要であると痛感する」、「被害者と同じ国出身の同国人が通訳することは、被害者が日本での出来事を話しづらいかもしれず難しいのではないか」、「医療機関にかかる際の問診時に対応できる通訳者体制が必要だ。とくにメンタルな問題を抱えている場合は言葉の壁があり、対応が難しい」、「通訳者を必要なときに依頼できる予算的支援が必要」など。

なお、被害者と同国籍所持の日本在留者、いわゆる同国人を通訳として依頼することには慎重な検討が必要である。2005年にJNATIPとお茶の水女子大学F-GENSが共同刊行した「日本における人身売買の被害に関する調査研究報告書」では、人身売買加害者側に日本での有在留資格者が関与している場合があることが指摘されている［JNATIP/F-GENS 2005:47-52］。

○他機関（警察、入管）との関係と調整

婦人相談所では、警察や入管との連携の一環として被害者の安全確保と保護事業を実施しているが、すでに警察や入管で来日の背景や日本での搾取の状況などの入所に至る背景は聞き取りがなされているにも関わらず、必要な情報が共有されていない、警察や入管、IOMなどぞれぞれ独自の通訳がつき、何度も同じ質問をされているとの課題も浮かびあがった。→『警察ホテル』化、支援のインフォームドコンセントやコーディネイトがない。

（出所：齋藤百合子作成）

以上

資料２　京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア

京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア

１．団体の概要

2006年３月20日設立
賛同人　　40名〔うち、医療関係７名・法律関係５名〕
【共同代表】４名　　【顧問】７名　　【運営委員】８名(共同代表含む)
○設立の経緯　　＊資料
○京都市助成事業〔2006年４月１日～〕

２．活動内容

①相談支援活動
(1) 電話及び来所による相談
(2) 訪問相談（特に独居高齢者から中心に始める）
(3) 見守り支援（定期的に）
(4) 専門機関や関係団体に連絡調整
(5) 外国人福祉委員の派遣

②当団体と支援活動の周知とネットワーク拡大のための広報活動

③「京都外国人福祉委員」養成講座
外国人福祉委員登録者　34名（2006年度）
40名（2007年度）

３．外国人福祉員〔相談・訪問・見守り〕活動報告(2006年４月１日～現在)

相談件数　171件　（うち、外国人福祉委員34名の活動件数　64件）

〈活動の主な内容〉
①言語・文化、歴史的背景をふまえた支援
（独居高齢者が多く、介護保険制度ではまかなえない、生活・精神上のケア）

・安否確認　・情報提供　・傾聴　・生活（衣食住）相談　・精神的安定
②在日の認知症の高齢者に関する医療・生活・介護相談
③通訳（韓国・朝鮮語２、英語１、英独伊仏語１）
④医療通訳（韓国・朝鮮語）
⑤介護現場等における言語・異文化によるコミュニケーション問題
⑥文化生活習慣等の違いによる問題
⑦歴史経緯と母国分断から派生する法的問題
⑧社会保障制度など所得保障の問題と精神的負担

京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア
〈相談の事例〉
・Ａさん（在日二世の女性から親の介護で相談）
　在日コリアン一世の親を介護しているが、認知症のためか母語、朝鮮語しか話さなくなってきて、また方言も入っているので、ちゃんとコミュニケーションが取れない。何か方法はないか。

・Ｂさん（介護事業所から相談）
　独居の在日コリアン一世高齢者女性（83歳）のお宅でヘルパーしているが、その娘が、時々、様子を見に来ていたが、最近来れなくなって、ヘルパーが来るといつも「寂しい、夕方や土日は特に寂しい、誰でもいいから来てほしい」と言われる。ヘルパーは活動内容もきっちり決められ、時間もぎりぎりで活動しているから、話し相手になれず、いつも、帰りにくい。

・Ｃさん（介護事業所から相談）
　在日コリアン一世高齢者女性（66歳）、独居で今年２月頃に脳梗塞を起こされ、半身不随になり、週二回の訪問介護サービスを受けているが、事業所にも何度も電話があったり、ヘルパーにあたったり、不満をぶちまけたり、時にはふさぎ込んでヘルパーが家に入れなかったりする状態である。独居で体が悪くなり、寂しい様子で話を聞いてほしい様子がうかがえるが、ヘルパーでは時間もなく無理。精神的ケアをしてほしい。

・Ｄさん（在日コリアン二世女性から親の介護で相談）
　在日コリアン一世の母が施設に入所したが、全く馴染まず、他人の部屋に入って

人を叩いたり、自分の部屋だと言って出て行けと言い争ったりする。何とかならないか。

朝鮮語ができる外国人福祉員とともに、施設に行った。本人と話をして、施設職員と相談した上で、まず、部屋の前にかけてある名札を漢字ではなく、ハングルで書いて掛けてみた。すると、他人の部屋に行かなくなり、少し落ち着いた状態が見られた。その後、言葉ができる福祉員が何度か、本人を訪ねて母語で話をしている。

・Eさん（介護事業所から相談）

在日コリアン一世男性（82歳、脳梗塞により右半身麻痺）の話。

1945年解放当時、家族は皆韓国に帰ったが、自分だけが軍属として徴用されてニューギニアで戦死した弟の補償問題を解決したくて日本に残った。裁判をしようと準備をしていた経緯はあったが、諸事情で取り下げた。2002年に在日のための遺族弔慰金を受け取ったが、納得できない。このお金は弟の墓を作るのに使う予定だ。心神とも衰弱し、余命残り少ないと感じる。この問題を解決しなければ自分の人生は虚しすぎる。ケアマネが、一度、厚生労働省と連絡を取ったが、制度的には無理、どうしようもないと言われるだけだった。精神的ケアが必要。

その後、何度か、本人と会ってお話を聞いた。そうしているうちに、本人から、韓国で弟のお墓を作りたいので、韓国へ介助同行してくれる人を探してほしいと依頼された。

昨年11月に外国人福祉員とともに韓国へ行ってこられた。

・Fさん（在日コリアン二世の障害のある男性から相談）

自分は母国語もしゃべれないし、文化もあまりわからないが、親が作ってくれていた朝鮮料理を食べたい。24時間体制でヘルパーが来ているが、朝鮮料理、あるいは在日の人に料理を作ってほしい。

・Gさん（介護事業所から相談）

スイス人男性（92歳）のお宅に訪問ヘルパーが入っているが、日本語ができず、英語ドイツ語イタリア語しかできない。ヘルパーがいてもコミュニケーションがとれないため、妻の外出を禁じ、付きっ切りにさせている。そのため、妻が精神的にしんどくなっている。妻の一人の時間を確保するために、男性とコミュニケーションを取れる人がほしい。

・Hさん（居宅支援事業所から相談）
アメリカ人男性（75歳）が介護認定を受けて、ケアマネを担当しているが、言葉が分からず、介護保険制度の仕組み、保険料、サービス利用料の支払い、その他の福祉制度の説明をするのに、英語で説明できる支援者がほしい。

・Ｉさん（ご本人：韓国人女性(40代後半)から相談＊知人からモアのことを聞いて）
約10年前に日本人男性と結婚して京都に住んでいる。あんまの資格を持って働いているが、夫とのコミュニケーションがうまく取れない。夜寝られないことが多いし、仕事も何とか出られるが出るのが精一杯、しんどい。仕事もしてるし、日本語はある程度できるが、気持ちがしんどい。

・Ｊさん（ご本人：在日コリアン一世夫婦（83歳、80歳）の知人から相談）
デイサービスを利用したいと役所の窓口に行ったら、介護保険料を滞納しているので、すぐに利用できないと言われた。最初は長男が払っていたが、事情で払えなくなり、そのままにしていたそうだ。
（＊ご家族の委託を受けて役所で手続きの方法を聞き、滞納していた分の追納とペナルティで支払うべき３割負担の期間等の説明を、ご家族にして同意してもらった。）

４．活動の問題点と課題

⑴京都市内、全区役所において、京都モアネットの活動、外国人福祉委員の存在がまだ周知されていない。地域、医療・福祉関係の事業所、区役所などと情報交換、支援の連携が組めず、効果的な支援を行えない。
→本人の暮らす地域や関係する機関と密接に連携し、支援体制を作ることが重要である。
⑵外国人福祉員、支援スタッフが足りない。
→良い人材を集めること、人材育成が重要。
ボランティアの立場について。その人の活動を最低限保障する条件が必要。
⑶支援活動には、より多くの団体、関係機関とのネットワークを広げることが急務。
→一人でできることは少ないが、より多くの人や団体がつながり、情報交換すれば、より強固で効率的な支援体制ができる。